

鳥獣被害対策への参加を検討されている皆様へ

野生鳥獣の被害対策を通じた 地域貢献について



地域ぐるみの被害防止活動への参加のご案内
(p. 1～4)

捕獲の担い手へのご案内

(p. 5～8)



令和8年
農林水産省
環境省

1 野生鳥獣による被害の現状

■ 全国各地で野生鳥獣による被害が深刻化しています。

イノシシ、シカ、サル等による農作物被害



シカによる森林被害



車両との衝突事故



クマによる人身被害、
生活環境被害

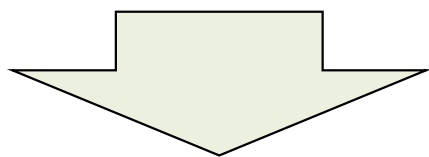


提供: 斜里町

イノシシによる家屋等の損壊



アライグマによる家屋の糞尿被害



■ 行政(都道府県、市町村)、狩猟者、農業者などが全国各地で協力して地域ぐるみで被害防止活動に取り組んでいます。

■ 一方で、狩猟者や農業者など、現場で活動に取り組む者の
1 高齢化や減少が課題となっています。

2 被害防止活動の枠組み

- 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村を中心に地域ぐるみでの捕獲活動、柵の設置、藪の刈払いによる餌場や隠れ場所の除去（生息環境管理）といった被害防止活動及びジビエとしての利活用が行われています。
- また、市町村では、上記の被害防止活動を担う、「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができます。鳥獣被害対策実施隊員は非常勤の公務員となります。（令和7年4月末現在：1,266市町村で設置）

鳥獣被害防止特措法

○ 農林水産業等の鳥獣被害の防止等を目的として、平成19年に成立。

予算措置

基本指針（農林水産大臣が策定）

基本指針に即して作成

被害防止計画（市町村が作成）

被害防止のための
鳥獣の捕獲



侵入防止柵の設置
追払い活動等



鳥獣被害対策
実施隊の設置



鳥獣の餌場や
隠れ場所の除去等



捕獲鳥獣の食肉等
としての利活用



【国】

【市町村】

鳥獣被害対策実施隊は市町村の被害防止計画に基づいて活動（隊員は市町村職員、狩猟者、農業者、地域住民等）

3 地域ぐるみの被害防止活動への参加のご案内

■ 地域ぐるみの被害防止活動の参加の事例

狩猟免許の要らない活動

鳥獣侵入防止柵の設置

(杭打ち、網取り付け、資材運搬など)



追払い活動

(写真はエアガン)



藪の刈払い、放任された果樹の除去作業 (生息環境管理)



狩猟免許の必要な活動

鳥獣の捕獲活動

(銃器による捕獲、ワナの設置、止め刺しなど)



捕獲活動の補助活動

ワナの見回り、捕獲個体の搬出

ワナの移動など



- 鳥獣被害対策実施隊への参加やこのような地域の活動にご関心があれば、是非ともご協力いただきますよう、お願いします。
- 参加に当たっては、P9のお問合せ先やお住まいの市町村にお問合せ下さい(支援策については、P4をご覧ください)。

地域ぐるみの被害防止活動への支援について

○農林水産省は、地域ぐるみで行う鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置、生息環境管理等に対して、交付金により支援を行っています。

鳥獣対策交付金による主な支援の内容

・捕獲頭数に応じた支援

被害防止のために鳥獣の捕獲1頭(羽)ごとに、活動経費の支援を行っています。単価は獣種や処理の方法により上限が定められています。

○ 支援単価（国：上限単価）

イノシシ・シカ（成獣）	9千円/頭（ジビエ利用の場合）
	8千円/頭（焼却処理の場合）
	7千円/頭（埋設等の場合）
クマ・サル等（成獣）	8千円/頭
その他獣類	1千円/頭
鳥類	200円/羽

○ このほか、地域によっては、県・市町村での報奨金を上乗せして支援しています。

・猟銃、わな等の購入に係る費用に対する支援

・捕獲者をサポートする体制整備の支援

地域で協力してわなの見回り等を行う体制整備をする場合が対象です。

・侵入防止柵の設置、生息環境管理

⇒ 地域の対策を総合的に支援します！！

※支援内容については、お住まいの市町村にお問合せください。

4 鳥獣による被害状況、生息状況及び捕獲の担い手の推移について

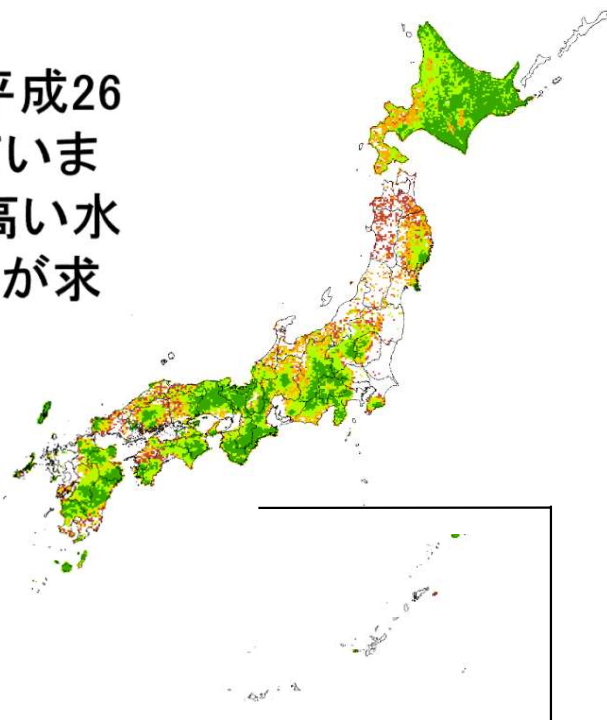
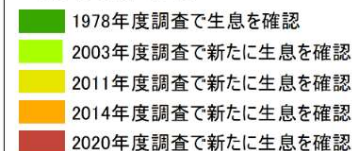
鳥獣による被害の現況と生息状況

○ニホンジカやイノシシやクマによる農林水産業や生活環境への被害、生態系への影響が現在も深刻な状況です。

○ニホンジカやイノシシの個体数は、平成26年度をピークに減少傾向が継続していますが、特にニホンジカは依然として高い水準にあるため、引き続きの捕獲強化が求められています。

○クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大する中、堅果類(ドングリの仲間)が凶作だったこともあり、令和7年度にクマ類による人身被害が過去最多(216件、238人)を記録。

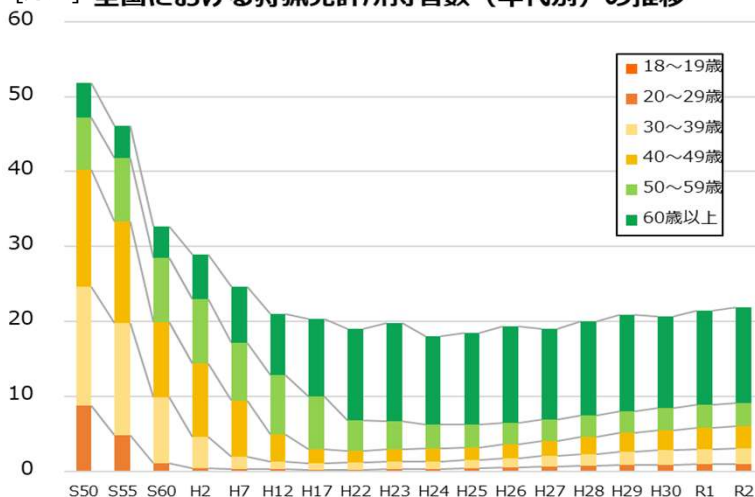
ニホンジカ分布域



捕獲の担い手の推移

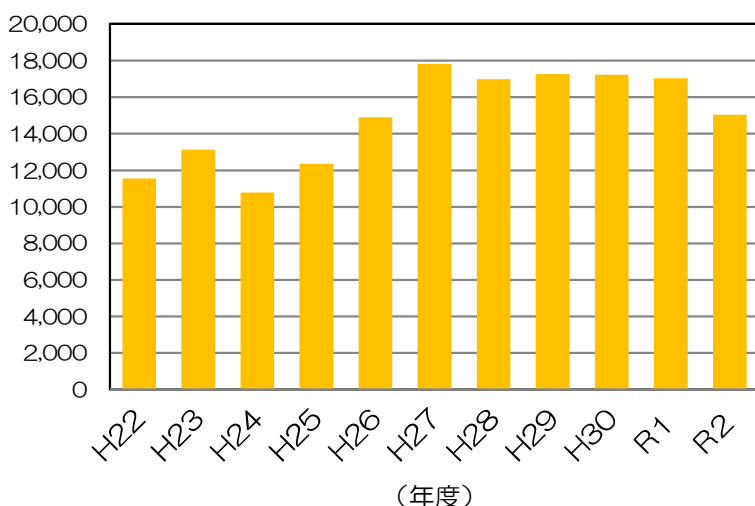
○近年、捕獲の担い手となる狩猟免許取得者は増加していますが、依然として免許所持者の高齢化が深刻な状況です。

[万人] 全国における狩猟免許所持者数(年代別)の推移



(人)

全国における新規免許取得者数の推移



5 狩猟免許の取得方法

- 捕獲活動を行うためには、銃やわななどの猟法に応じた狩猟免許の取得等が必要となります（狩猟免許の試験は、各都道府県で実施）
- 狩猟免許を取得しようとする方に必要な情報は、環境省HP「狩猟ポータル」で提供しています。

生活スタイルに合わせた猟法の選択から狩猟免許取得の手続、猟具の入手方法など、これから免許を取得しようとする方に必要な情報をまとめています。



都道府県の鳥獣行政担当部局の連絡先は、「狩猟ポータル」で紹介しています

■ 狩猟税の減免

市町村が組織する鳥獣被害防止対策実施隊の方や認定鳥獣捕獲等事業者に雇用されている方は、狩猟税が減免されます。（例：銃猟(装薬銃)は通常16,500円のところ、免税又は1/2免除）

■ その他

都道府県や市町村によっては、銃の取得等への補助制度を行っていたり、狩猟免許を取得しようとする方に向けたイベントを開催していたりします

6 認定鳥獣捕獲等事業者

■ 高度な技術をもつ捕獲従事者が求められています！

認定鳥獣捕獲等事業者

- 法人による組織的な捕獲活動
- 捕獲を安全かつ効果的に行うことができる事業者を都道府県が認定
- 182事業者(令和8年3月末現在)



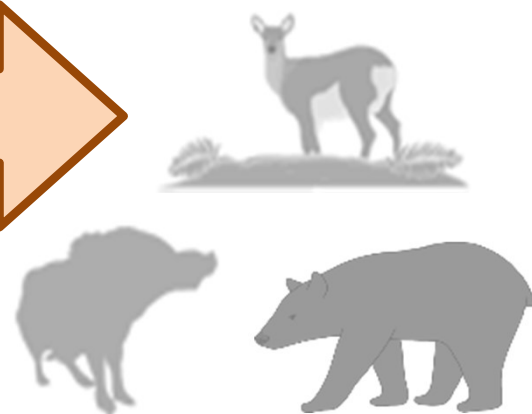
シカを効果的に捕獲できる射撃手法

都道府県等による

ニホンジカ、イノシシ、クマ類の捕獲事業

＝指定管理鳥獣捕獲等事業を受託する団体です

専門的な捕獲事業者により、
増えすぎた野生動物の捕獲を強化、
農林業被害、生態系被害の低減、
地域の振興に貢献！！！！



認定鳥獣捕獲等事業者の「捕獲従事者」になるためには、狩猟免許が必要なほか、「安全管理講習」と「技能知識講習」の修了が必要です。詳しくは以下のウェブサイトをご確認ください。



7 緊急銃猟の捕獲者

- 人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した際に、市町村長の権限で、地域住民の安全確保をしたうえで銃猟する制度です

緊急銃猟の捕獲者とは

○市町村の職員、又は市町村長の委託を受けて
緊急銃猟を実施する方で、以下の要件を満たす方

【装薬銃・空気銃の場合】

- 第一種銃猟免許を受けた者 ※装薬銃を使用する場合
- 第一種銃猟免許、又は第二種銃猟免許を受けた者
※空気銃を使用する場合
- 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること
※装薬銃・空気銃を使用する場合
- 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

【麻酔銃猟の場合】

- 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

緊急銃猟の捕獲者となるためには、高度な捕獲技術が求められます。ご希望の方は、市町村の鳥獣担当部局までお問い合わせください

緊急銃猟パンフレット



(参考) お問い合わせ先一覧

■ 地域の被害防止活動への参加について等

農政局等	問合せ先	連絡先(電話番号)
北海道庁	農政部 食品政策課 みどりの食料システム戦略室	011-204-5226
東北農政局	農村振興部 農村環境課	022-221-6260
関東農政局	農村振興部 農村環境課	048-740-0514
北陸農政局	農村振興部 農村環境課	076-232-4533
東海農政局	農村振興部 農村環境課	052-223-4631
近畿農政局	農村振興部 農村環境課	075-414-9052
中国四国農政局	農村振興部 農村環境課	086-224-9417
九州農政局	農村振興部 農村環境課	096-300-6436
沖縄総合事務局	農林水産部 農村振興課農村活性化推進室	098-866-1652

■ 野生鳥獣よる農作物被害の状況及び対策等は 農林水産省HPでも紹介しています。



○農林水産省「鳥獣対策コーナー」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

■ 狩猟免許の取得等

- 狩猟免許に関する事務は、各都道府県の鳥獣行政担当部局において行っています。各都道府県の連絡先については、「狩猟ポータル」において紹介していますので、ご参照ください。
- 認定鳥獣捕獲等事業者制度について詳しくはウェブサイトをご確認ください。
- 緊急銃猟については市町村の鳥獣担当部局までお問い合わせください。

狩猟ポータル



認定鳥獣捕獲
等事業者



(上記のほか、本パンフレットに関する問合せ)

- 農林水産省 農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課
鳥獣対策室 TEL 03-6744-7642
- 環境省 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
TEL 03-5521-8285